

## 建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

平成26年4月1日

改正 平成29年1月1日

### 第1 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への専任は要しないものとする。

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間  
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで間 等
- 2 工事を全面的に一時中止している期間  
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- 3 工場制作のみが行われている期間  
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- 4 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- 5 1から4に掲げる期間の他、工事現場において作業等が行われていない期間

### 第2 専任の主任技術者の兼務可能

建設業法施行令第27条第2項に規定する「密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」の政令の運用における松本市の当面の取扱いについて必要な事項を定めるもの。

#### 1 同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事

次の条件を全て満たす工事とする。(監理技術者には適用されません。)

なお、対象工事には、土木工事以外の建築工事等及び民間発注者による工事も含まれる。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。  
なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

#### 2 主任技術者の兼務に関する手続等

##### (1) 主任技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が3,500万円(建築一式工事である場合は7,000万円)以上の

市発注工事の主任技術者が他の工事と兼務する場合。

(2) 主任技術者兼務届の提出時期

ア 新たに受注した松本市発注工事において、専任を要する主任技術者が、既に受注している他の工事の主任技術者と兼務する場合は、契約書の提出時に「主任技術者兼務届」（様式1）（以下「兼務届」という。）を契約管財課長に提出すること。

イ 既に受注している松本市発注工事において、専任を要する主任技術者が、他の工事の主任技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに「兼務届」を市発注工事の工事担当課長に提出すること。

3 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

建設業法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、工事担当課長は、市発注工事の難易度等を踏まえて兼務が適当でないと判断する工事を発注する場合は、仕様書等に建設業法施行令第27条第2項は適用しない旨を明記する。

4 適用時期

平成29年1月1日契約中の工事及び同日以降契約する工事に適用する。